

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	保育料の決定		
根拠法令及び条項	那覇市立幼稚園の保育料等に関する規則第2条（未施行） 認定こども園及び幼稚園の利用者負担額に関する規則（未施行）		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】 （※審査基準を公表する場合のみ記載すること。） 那覇市立幼稚園の保育料等に関する規則 第2条 認定こども園及び幼稚園の利用者負担額に関する規則 第3条 別紙のとおり		
審査基準 設定年月日	H27年4月1日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間(入園月の月始め頃、随時) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	H27年4月1日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	こどもみらい部 　　こどもみらい課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

別紙

那覇市立幼稚園の保育料等に関する規則

(保育料の額)

第2条 保育料等条例第2条第2項の規則で定める額は、別表のとおりとする。

別表(第2条関係)

園児の属する世帯等の階層区分		保育料の月額(円)			
階層区分	定義	第1子の園児	第2子の園児	第3子の園児	
第1階層	生活保護世帯	0	0	0	
第2階層	2A	第1階層を除き、市町村民税の所得割の非課税世帯	0	0	0
	2B	帯又は里親に委託されている園児分	3,000	1,500	0
第3階層	3A	市町村民税の所得割の課税世帯	5,800	2,900	0
	3B		6,200	6,200	0
第4階層		7,800	7,800	0	
第5階層		8,900	8,900	0	

	以上の世帯		
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「園児」とは、保育料等条例第2条第1項の園児をいう。 2 「生活保護世帯」とは、生活保護法(昭和25年法律第144号)第2条の保護を受けている世帯をいう。 3 「所得割」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号の所得割であつて、園児が幼稚園に在籍する年度(当該年度中4月から8月までの間に係る保育料にあつては、その前年度)分のものをいう。ただし、この所得割を計算する場合において、次に掲げる規定は、適用しないものとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 地方税法第314条の7から第314条の9まで (2) 地方税法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項 4 「里親に委託されている園児」とは、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により里親に委託されている園児をいう。 5 「ひとり親世帯」とは、那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例(平成7年那覇市条例第15号)第2条第2号の母子家庭及び同条第3号の父子家庭並びにこれらに準ずる世帯をいう。 6 「在宅障がい児(者)のいる世帯」とは、次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の身体障害者手帳の交付を受けた者 (2) 沖縄県療育手帳制度規程(昭和49年沖縄県告示第462号)第1条の療育手帳(これに準ずるものを含む。)の交付を受けた者 (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者 (4) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第3条第1項の特別児童扶養手当の支給対象児 (5) 国民年金法(昭和34年法律第141号)第15条第2号の障害基礎年金等の受給者 			

- 7 「第1子」とは、園児の属する世帯等における小学3年生以下の子どもであって、次に掲げる区分に応じ当該各号に定めるものをいう。
- (1) 当該子どもが1人のとき 当該子ども
 - (2) 当該子どもが2人以上の場合で、次に掲げる施設等に入学等をしているとき 当該子どものうち最も年齢の高いもの(同年齢の子どもが当該世帯等に2人以上いる場合は、そのうちの1人に限る。)
 - ア 小学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条の小学校をいう。)
 - イ 特別支援学校(学校教育法第1条の特別支援学校をいう。)
 - ウ 幼稚園(学校教育法第1条の幼稚園をいう。)
 - エ 認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項の認定こども園をいう。)
 - オ 保育所(児童福祉法第39条第1項の保育所をいう。)
 - カ その他市長が認める施設等
- 8 「第2子」とは、園児の属する世帯等における小学3年生以下の子どもが2人以上の場合で、前項第2号に掲げる施設等に入学等をしているときにおける第1子に該当する子ども以外の子どものうち最も年齢が高いもの(同年齢の子どもが当該世帯等に2人以上いる場合にあっては、そのうちの1人に限る。)をいう。
- 9 「第3子」とは、園児の属する世帯等における小学3年生以下の子どもが3人以上の場合で、第7項第2号に掲げる施設等に入学等をしているときにおける第1子及び第2子以外の子どもをいう。

認定こども園及び幼稚園の利用者負担額に関する規則

(利用者負担額)

第3条 1号認定園児及び2号認定園児に係る利用者負担額は、別表のとおりとする。

2 法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもであって、特定施設のうち認定こども園を利用する小学校就学前子どもに係る利用者負担額については、那覇市保育の利用等に関する条例(平成26年那覇市条例第51号)第9条第2項又は第3項の規定を準用する。

別表(第3条関係)

1号認定園児又は2号認定園児の属する世帯等の階層区分				利用者負担額の月額(円)			
階層区分	定義			第1子の 1号認定 園児又 は2号認 定園児	第2子の 1号認定 園児又 は2号認 定園児	第3子の 1号認定 園児又 は2号認 定園児	
第1階層	生活保護世帯			0	0	0	
第2階層	2A	第1階層を除き、市町	ひとり親世帯及び在宅障がい児(者)のいる世帯	0	0	0	
	2B	村民税の所得割の非課税世帯又は里親に委託されている1号認定園児又は2号認定園児分	2Aの項に該当する世帯以外の世帯	3,000	1,500	0	
第3階層	3A	市町村民税の所得割の課税世帯	所得割の額が77,100円以下の世帯	ひとり親世帯及び在宅障がい児(者)のいる世帯	10,900	5,400	0
	3B		3Aの項に該当する世帯以外の世帯	11,900	5,900	0	
第4階層	所得割の額が77,101円以上211,200円以下の世帯			15,200	7,600	0	
第5階層	所得割の額が211,201円			19,000	9,500	0	

	以上の世帯			
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「生活保護世帯」とは、生活保護法(昭和25年法律第144号)第2条の保護を受けている世帯をいう。 2 「所得割」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号の所得割であって、1号認定園児又は2号認定園児が幼稚園に在籍する年度(当該年度中4月から8月までの間に係る保育料にあつては、その前年度)分のものをいう。ただし、この所得割を計算する場合において、次に掲げる規定は、適用しないものとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 地方税法第314条の7から第314条の9まで (2) 地方税法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項 3 「里親に委託されている1号認定園児又は2号認定園児」とは、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により里親に委託されている1号認定園児又は2号認定園児をいう。 4 「ひとり親世帯」とは、那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例(平成7年那覇市条例第15号)第2条第2号の母子家庭及び同条第3号の父子家庭並びにこれらに準ずる世帯をいう。 5 「在宅障がい児(者)のいる世帯」とは、次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の身体障害者手帳の交付を受けた者 (2) 沖縄県療育手帳制度規程(昭和49年沖縄県告示第462号)第1条の療育手帳(これに準ずるものを含む。)の交付を受けた者 (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者 (4) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第3条第1項の特別児童扶養手当の支給対象児 (5) 国民年金法(昭和34年法律第141号)第15条第2号の障害基礎年金等の受給者 6 「第1子」とは、1号認定園児又は2号認定園児の属する世帯等における 				

小学3年生以下の子どもであって、次に掲げる区分に応じ当該各号に定めるものをいう。

- (1) 当該子どもが1人のとき 当該子ども
- (2) 当該子どもが2人以上の場合で、次に掲げる施設等に入学等をしているとき 当該子どものうち最も年齢の高いもの(同年齢の子どもが当該世帯等に2人以上いる場合は、そのうちの1人に限る。)
 - ア 小学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条の小学校をいう。)
 - イ 特別支援学校(学校教育法第1条の特別支援学校をいう。)
 - ウ 幼稚園(学校教育法第1条の幼稚園をいう。)
 - エ 認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項の認定こども園をいう。)
 - オ 保育所(児童福祉法第39条第1項の保育所をいう。)
 - カ その他市長が認める施設等

7 「第2子」とは、1号認定園児又は2号認定園児の属する世帯等における小学3年生以下の子どもが2人以上の場合で、前項第2号に掲げる施設等に入学等をしているときにおける第1子に該当する子ども以外の子どものうち最も年齢が高いもの(同年齢の子どもが当該世帯等に2人以上いる場合にあっては、そのうちの1人に限る。)をいう。

8 「第3子」とは、1号認定園児又は2号認定園児の属する世帯等における小学3年生以下の子どもが3人以上の場合で、第6項第2号に掲げる施設等に入学等をしているときにおける第1子及び第2子以外の子どもをいう。